

(仮称) あやの台北部用地環境影響評価事後調査（その４）委託業務

要求水準書

令和７年１０月

橋 本 市

§ 1 総則

1. 要求水準書の位置づけ

本書は、橋本市（以下「市」という。）が、あやの台北部用地整備事業（以下「本事業」という。）に係る環境影響の事後調査として発注する「令和7年度 第5号（仮称）あやの台北部用地環境影響評価事後調査（その4）委託業務」を実施する企業（以下「選定企業」という。）の募集・選定にあたり公表する「令和7年度 第5号（仮称）あやの台北部用地環境影響評価事後調査（その4）委託業務 公募型プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）と一体のものとして提示するものであり本業務を実施する選定企業に要求する最低限満たすべき水準を示すものである。

2. 業務目的

本業務は、「和歌山県環境影響評価条例」に基づき作成された（仮称）あやの台北部用地整備事業環境影響評価書」に定められた事後調査を実施するものである。

§ 2 業務内容

環境影響評価書及び事後調査計画書に基づき、令和7年度調査～令和11年度調査を実施し、その調査結果と環境保全措置の実施状況を事後調査報告書にとりまとめるものとする。なお、本事業においては、これまでに「（仮称）あやの台北部用地環境影響評価事後調査（その1）委託業務」、「（仮称）あやの台北部用地環境影響評価事後調査（その2）委託業務」を実施しており、その調査結果等を十分に考慮すること。また、令和7年度調査は令和7年度発注済みの「あやの台北部用地環境影響評価事後調査（その3）委託業務」（以下、「その3業務」という。）にて調査を実施しており、その調査結果等を充分把握し引き継ぐものとする。

3. 現地調査

調査内容は騒音、昆虫類、景観とし、具体的な内容は以下のとおりとする。

(1) 騒音

① 道路交通騒音等

道路交通騒音及び道路交通量をモニタリングする。道路交通騒音は「騒音に係る環境基準について」に定める方法等により、道路交通量は方向別2車種分類（工事用車両と一般車両を区別。昼間・夜間別に1回、各10台の走行速度を調査）により実施する。実施時期は表1に示すとおりとする。実施回数は1回、調査地点は1地点（関係車両の走行ルート沿道）を基本とするが、工場・事業場の進出・操業状況に応じて発注者との協議により決定するものとする。また、報告書とは別に速報版を作成し報告すること。

② 工場騒音

工場騒音をモニタリングする。調査は「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」に定める方法等により実施する。実施時期は調査地点周辺で工場・事業場が定常稼働している時期を想定し、表1に示すとおりとする。実施回数は1回、調査地点は3地点（対象事業実施区域周辺の民家付近）を基本とするが、工場・事業場の進出・操業状況に応じて発注者との協議により決定するものとする。また、報告書とは別に速報版を作成し報告すること。

(2) 昆虫類

① 移殖

昆虫類（対象種：ヒメタイコウチ）の移殖を実施する。ビオトープD（暫定移殖先）に生息する対象種を見つけ採りにより採集し、ビオトープCへ移殖する。実施時期は表1に示すとおりとする。

※本調査については関係機関協議により実施しない可能性があり、未実施時は減額対象となる。

② ビオトープ管理

整備したビオトープの管理を実施する。管理項目は水管理、植生管理とする。実施時期及び調査地点は表1に示すとおりとする。

また、報告書とは別に速報版を作成し報告すること。

※以下、プロポーザル評価の対象外（技術提案、見積り共に対象外）

現在、ビオトープAは移殖地として適した状態ではないため、「その3業務」にて改修計画を計画中であり、本業務では改修計画に基づき、施工を実施する予定である。施工内容は、苗木の移植等を想定しているが、「その3業務」の成果によって変更となる、また、今後の関係機関協議により改修施工を実施しない可能性がある。なお、改修施工を実施する場合、金額変更の対象とする。

③ 生息状況モニタリング

移殖後の定着・生息状況及びビオトープの状況をモニタリングする。調査項目は植生状況調査、餌動物状況調査、ヒメタイコウチ生息状況調査、湿地状況調査、土壌状況調査とする。実施時期及び調査地点は表1に示すとおりとする。

また、報告書とは別に速報版を作成し報告すること。

(3) 景観

眺望地点からの眺望景観を確認する。調査は予測評価を実施した眺望地点から、供用後の状況の写真撮影を行う。調査地点は7地点（あじさいの里、表野天満神社、なつみ台、小峰台、ダイヤモンドトレール行者杉、橋本市民病院、隅田町平野）とする。実施時期は表1に示すとおりとする（あじさいの里のみ6月、その他は7月）。ただし、工場・事業場の立地状況等に応じて発注者との協議により決定するものとする。

また、報告書とは別に速報版を作成し報告すること。

表1 項目別実施時期

項 目				令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
道路交通騒音等				—	—	10月想定	—	—	1地点
工場騒音				—	—	10月想定	—	—	3地点
昆 虫 類	移殖			—	10月頃に1回	—	—	—	
	ビオトープ [※] 管理	A		—	6、9、12、3月	—	—	—	
		B、C		—	6、9、12、3月	6、9、12、3月	6、9、12、3月	6、9、12、3月	
		D		—	6、9月	—	—	—	移殖まで
		生 息 状 況モニタリ ング [※]	植生 状況	A	—	5、8、11月	—	—	—
	C			—	5、8、11月	5、8、11月	5、8、11月	5、8、11月	移殖後3年まで
	B			—	5、8、11月	—	—	—	移殖後3年まで
	D			—	5、8月	—	—	—	移殖まで
	餌動物 状況		A	—	6、8、11月	—	—	—	
			C	—	6、8、11月	6、8、11月	6、8、11月	6、8、11月	移殖後3年まで
			B	—	6、8、11月	—	—	—	移殖後3年まで
			D	—	6、8月	—	—	—	移殖まで
	生息 状況		B	—	6、8、11月	—	—	—	移殖後3年まで
			C	—	6、8、11月	6、8、11月	6、8、11月	6、8、11月	移殖後3年まで
			D	—	6、8月	—	—	—	移殖まで
	湿地 状況		A	—	5、2月	—	—	—	
			C	—	5、2月	5、2月	5、2月	5、2月	移殖後3年まで
			B	—	5、2月	—	—	—	移殖後3年まで
			D	—	5月	—	—	—	移殖まで
	土壌 状況		A	—	2月	—	—	—	
			C	—	2月	2月	2月	2月	移殖後3年まで
			B	—	2月	—	—	—	移殖後3年まで
景 観				—	—	6月又は7月	—	—	7地点

※「移殖」とはヒメタイコウチの移殖を示す

4. 有識者ヒアリング

昆虫類の調査結果を有識者ヒアリング資料としてとりまとめた上で、ヒアリングを実施する。ヒアリングの結果は、議事録にとりまとめるとともに、得られた意見に対応するものとする。実施時期、実施回数は以下のとおりとする。

昆虫類：令和8年度に2回（移殖前、2月）

令和9年度～令和11年度に各年度2月に1回

5. 事後調査報告書作成

事後調査の結果や環境保全措置の実施状況等を取りまとめ、事後調査報告書を作成する。なお、令和7年度の事後調査報告書は「その3業務」にて作成するため、令和8年度以降の年度ごとに作成するものとする。

6. 報告書作成

事後調査の結果や有識者ヒアリング結果等を取りまとめ、令和8年度以降の年度別業務報告書を作成する。なお、最終年度については、業務報告書として全体とりまとめを行うものとする。

7. 打合せ協議

- (1) 業務実施に当たり、業務の各段階で必要な時期に打合せを行うものとする。打合せ協議の回数は、業務着手時1回、中間時12回、成果品納入時1回の合計14回を基本とし、必要に応じて実施するものとする。
- (2) 受注者は、あやの台北部用地整備事業に関連した各種会議への出席を求められた場合、その会議に出席するものとする。契約変更の対象とする。
 - ① 関係機関協議への出席
 - ② その他必要な会議等への出席
- (3) 受注者は、協議事項について打合せの都度、記録を2部作成し、発注者に提出すると共に相互に確認及び了承の上、各1部ずつ保管するものとする。

8. 成果品

- (1) 本業務の成果品は以下のとおりとする。
 - ① 事後調査報告書（令和8年度以降の年度ごとに作成）
 - ・形式：簡易製本及び電子データ（DVD-R等）
 - ・部数：各年度10部
 - ② 年度別業務報告書（令和8年度以降の年度ごとに作成）
 - ・形式：簡易製本及び電子データ（DVD-R等）
 - ・部数：各年度製本版2部、電子媒体1部
 - ③ 業務報告書（最終年度のみ作成）
 - ・形式：簡易製本及び電子データ（DVD-R等）
 - ・部数：製本版2部、電子媒体1部
 - ④ その他提案により必要とされるもの：1式

注）電子データは汎用性のあるファイル形式で作成すること。なお、図面データを作成した場合は、CADデータとPDFデータの2形式とする。なお、CADデータのファイル形式は監督員と協議して定めるものとする。

- (2) 本業務で作成した各種データ等成果品に関する権利については、橋本市に帰属し、許可無く複製を作成し、または他の第三者に貸与・使用してはならない。